

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第481号）

〔おおさかQネット関係文書公開決定審査請求事案ほか5件〕

（答申日：令和8年1月13日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った公開決定及び不存在による非公開決定は、いずれも妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 別表1「公開請求日」の欄記載の日に、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、同表「公開請求の内容」の欄記載の内容についての行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）を行った。
- 2 別表1「決定日」の欄記載の日付けで、実施機関は、条例第13条第1項又は第2項の規定により同表「決定の種類等」の欄記載の決定を行い、不存在による非公開決定をしたものについては同欄記載の「行政文書を管理していない理由」を付して、審査請求人に通知した。
- 3 別表1「審査請求日」の欄記載の日付けで、審査請求人は、決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

当審査会は、いずれの審査請求も、大阪府が府民のニーズや各施策・事業の課題把握のために実施している、民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケート「おおさかQネット」について、同一人が行った公開請求に対し同一室・課(所)等が行った決定に対するものであることから、一括して審議することとした。

第三 審査請求の趣旨

別表2「審査請求の趣旨」の欄記載のとおり

第四 審査請求人の主張要旨

おおむね別表2「審査請求人の主張要旨」の欄記載のとおり

第五 実施機関の主張要旨

おおむね別表3「実施機関の主張要旨」の欄記載のとおり

第六 審査会の判断

- 1 条例の基本的な考え方について
行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進

に寄与しようとするものである。

2 実施機関の決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 審査請求人は、「おおさかQネット」について、このアンケートにより府民意識の動向を把握できると考える根拠やクロス集計の分析の際に χ (カイ)二乗検定を行う目的等、5件の公開請求を行い、これらに対する実施機関の決定(公開決定1件、「作成していない」ことを理由とする不公開による非公開決定4件)について、いずれも不服であるとして本件各審査請求を行っている。

審査請求人の主張は、「おおさかQネット」の結果を府の事務事業の執行に利用している以上、上記の根拠や目的は存在し組織共有されているはずで、これに係る文書が存在しないはずはない、というものであるが、次の(2)で述べる「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」(以下「ガイドライン」という。)についての主張を除いて、具体的でない。

これに対し、実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、当審査会において現存する「おおさかQネット」に関する行政文書を確認したが、審査請求人が主張するようなものは見当たらなかった。

以上のことからすると、実施機関の決定は、いずれも妥当である。

(2) また、審査請求人は、番号3、番号4及び番号5の決定に対し、対象文書はガイドラインやガイドラインの記載の根拠となった資料等である、と主張する。

一方、実施機関は、ガイドラインは政策マーケティング・リサーチの基本的な考え方をまとめたもので、 χ (カイ)二乗検定を行った目的が示されている文書ではなく、「おおさかQネット」のアンケート実査業務に係る仕様書に従って調査を行えば「大阪府の個別施策の効果検証」ができるデータが得られ「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」ができるとする論理的根拠が記載された文書ではない、と主張する。

この点についての当審査会の判断は、審査請求人が同様の主張をする審査請求についての答申(令和7年12月26日付け大公審答申第473号、第474号、第475号、第476号の第六の2(2))で示すとおりであり、上記の実施機関の主張に不合理な点はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「おおさかQネット」の結果についての実施機関の説明の不整合や実際の取扱いとの矛盾、これらについての府の説明責任を縷々主張するが、このことは、前記2の判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子